

▶技能講習用 受講資格証明書◀

下記のとおり相違ありません。

所在地

事業所名

受講生氏名

代表者名



受講者が事業所の代表者本人である場合は、他の企業団体等の証明を受けてください。(必ず捺印してください。)

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）技能講習 *いずれか1つに☑

①大型特殊自動車の運転免許を所持している（限定不可）。

自動車運転免許証（写）を添付してください。以下の証明欄の記入は不要です。

②不整地運搬車運転技能講習修了している。修了証（写）を添付してください。以下の証明欄の記入は不要です。

③上記以外の方は、下記の実務経験を証明のうえ次の物を添付してください。

自動車運転免許証（写）、小型車両系建設機械特別教育（3t未満）の修了証（写）、実務経験のある車両系建設機械の特定自主検査記録表（写）を添付してください。

小型車両系建設機械（3t未満） 実務経験 （3カ月以上）	機械名（型式）	運転実務経験年数
		年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
		年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）

はい作業主任者	はい付け又は、はい崩しに関する作業 実務経験期間【3年以上】	年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
----------------	-----------------------------------	---------------------

型枠支保工の組立て等作業主任者 * 満18歳以上の方 * いずれかに☑	□(1)型枠支保工の組立て又は解体に関する作業 実務経験期間【3年以上】	年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
	□(2)満18歳以上で学校教育法による学校において土木、建築に関する学科を専攻し、その後2年以上の経験の場合は下記をご記入ください。卒業証書、履修科目修了証明等の添付が必要です。	
	卒業学校名 修業学科名 卒業年月 年 月	(実務経験) 年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）

足場の組立て等作業主任者 * 満21歳以上の方 * (1)又は(2)のいずれかご記入ください。 * ②～④は特別教育修了証を添付してください。 *実務経験期間に平成29年7月1日以降を含む場合は、特別教育修了証(実施証明書)の写しを添付して下さい。(当日原本提示)	(1)足場の組立て、解体又は変更に関する作業の実務経験期間【3年以上】 ※いずれか1つに☑※実務経験は18歳に達してからの期間に限ります。	
	□①平成29年6月30日までに3年以上の実務経験がある *特別教育を修了していない。	年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
	□②平成27年7月1日以前から従事し、平成29年6月30日までに特別教育を修了している。	(全期間) 年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
	□③平成27年7月1日以前から従事し、平成29年6月30日以降に特別教育を修了している。	(平成29年6月30日までの期間) 年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
		(特別教育修了後からの期間) 年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
	□④平成27年7月2日以降の実務経験。	(特別教育修了後からの期間) 年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）
(2)満21歳以上で学校教育法による学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し、その後2年以上の経験の場合は下記をご記入ください。卒業証書、履修科目修了証明等の添付が必要です。		
卒業学校名 修業学科名 卒業年月 年 月	(実務経験) 年 月 日～ 年 月 日（ 年 ヲ月）	

◀ 必要書類 ▶

* 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書は被保険者の方のみ添付ください。個人受講の方は不要です。

『車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習』

- ・自動車運転免許証（写）、
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ・小型車両系建設機械特別教育（3t未満）修了証（写）

2日間コースの受講資格が必要な方のみ

- ・実務経験のある小型車両系建設機械の特定自主検査記録表（写）

2日間コースの受講資格が必要な方のみ

- ・不整地運搬車運転技能講習修了証（写）

2日間コースの受講資格が必要な方のみ

『車両系建設機械（解体用）運転技能講習』

- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削）運転技能講習修了証（写）

『高所作業車運転技能講習』

- ・自動車運転免許証（写）等
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

『フォークリフト運転技能講習』

- ・自動車運転免許証（写）
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

『型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習』

『足場の組立て等作業主任者技能講習』

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ・とび1級または2級の技能士資格をお持ちの方は技能士合格証書（写）

足場の組立て等作業主任者技能講習のみ

- ・足場の組立て等の業務に係る特別教育修了証（写）

『小型移動式クレーン運転技能講習 16Hコース』

- ・玉掛け技能講習等免除資格になる修了証（写）

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

『小型移動式クレーン運転技能講習 20Hコース』

『玉掛け技能講習』『ガス溶接技能講習』『はい作業主任者技能講習』

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）